

ロシアにおける公共調達制度および
輸入代替政策を背景とする
国産品調達促進措置と原産地規則の概要

(2017年3月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

モスクワ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）モスクワ事務所が現地法律事務所 Goltsblat BLP 法律事務所に作成委託し、2017 年 3 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Goltsblat BLP 法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Goltsblat BLP 法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・モスクワ事務所
E-mail：RSM@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font. The letters are black and set against a white background within a rectangular frame.

目次

1.	国および地方自治体による調達.....	1
2.	特定形態の法人による調達	3
3.	外国企業の公共調達および特定形態の法人による調達への参加.....	5
4.	調達参加に関するアドバイス	7
5.	ロシア製品の認定.....	7
6.	結論.....	13

ロシアにおける公共調達制度および輸入代替政策を背景とする

国産品調達促進措置と原産地規則の概要

1. 国および地方自治体による調達

ロシア連邦での生産の発展、または自社製品¹のロシア連邦への輸入を計画している外国企業は、ロシア市場での製品流通に対するさまざまな要件を考慮しなくてはならない。現在、ロシアでは国および地方自治体による調達（以下「公共調達」）、および国が出資している会社による調達への外国製品の参入に対して、いくつかの制限がある。

2012年に、ロシアは世界貿易機関（WTO）に加盟した。ロシアのWTO加盟に関する作業グループの報告で、ロシアが「政府調達に関するWTO条約に加盟する交渉」を開始する義務が確定された。2016年8月22日、ロシアは正式にこの問題に関する交渉を開始する意向をWTOに通知した。おそらく、交渉のプロセスは数年を要するだろう。そのため、現在ロシアは政府調達に関するWTO条約のオブザーバーにすぎない。

この状況下で、外国製品のロシア市場参入の分野では、外国製品の国内での販売・販売提案・購買・運送・頒布・使用にかかわるすべての法律・規則・要件につき、同種の国産品に与えられるものと同等、またはより優位な体制を外国製品に与えねばならないとしている。これは、外国製品に内国民待遇を与えることを規定した、関税および貿易に関する一般協定（GATT）第3条（内国の課税及び規則に関する内国民待遇）を拠り所としている。これとともに、GATTで定めた内国民待遇からの例外も適用される。特に、政府機関が政府用として物品を調達する際には（物品の商業的転売や、商業的販売のための製造に物品を使用することを目的としてではなく）、内国民待遇の供与という要件が適用されない。こうした状況により、現在ロシアでは公共調達における輸入代替政策の実施が可能となっている。

2013年4月5日付連邦法第44-FZ号「国および地方自治体による物品・役務・サービスの調達における契約体系について」（以下「連邦法第44-FZ号」）で、公共調達分野で外国から購入する物品に対して、内国民待遇からの例外を設けることができると規定されている。

これら例外は、3グループに分類できる。

- 1) 外国を原産国とする製品（以下「外国製品」）の公共調達への参入禁止
- 2) 外国製品の公共調達への参入制限
- 3) 外国製品の公共調達への参入の特別条件

相応の例外が、連邦政府決定により制定されている。現在、ロシアでは数百品目の外国製品がこのような例外の対象となっている。

¹ 本論文の中ではロシア連邦での外国企業によるサービス提供は検討されない。

以下は、ロシアで公共調達の際に外国製品に適用される内国民待遇からの例外の主たるものである。

2017年1月14日付 ロシア連邦政府決定第9号「国防および国家安全保障を目的とした物品・役務（サービス）の調達への外国製品および外国法人による役務（サービス）の参入禁止の制定について」（以下「連邦政府決定第9号」）

連邦政府決定第9号により、同決定への付属文書に記載された製品と EEU 加盟国を原産とする製品を除き、すべての外国製品に対して国防と国家安全保障を目的とした調達への参入禁止が制定された。ユーラシア経済連合内で生産されていない製品については、外国製品を調達することが可能である。さらに、類似の製品がロシア国内で生産されていない場合を除き、2019年1月16日まで連邦政府決定第9号への付属文書に記載された外国製品の調達参入が禁止される。

なお、製品がロシア連邦内で生産されていないことの確認書は、ロシア連邦工業商務省が発行する。

また、連邦政府決定第9号では、外国製品の参入禁止が適用されないいくつかの例外も規定されている。

2014年8月11日付 ロシア連邦政府決定第791号「外国産の軽工業製品および（または）これら製品の賃貸サービスの、連邦・連邦構成主体・地方自治体による調達への参入禁止の制定について」（以下「連邦政府決定第791号」）

連邦政府決定第791号により連邦法第44-FZ号の適用対象となる製品と、外国産の（EEU加盟国は除く）軽工業製品を、発注者が国防に該当しない連邦・連邦構成体・地方自治体用に調達することが禁止された。調達が禁止されている外国産の軽工業製品の具体的な種類は、連邦政府決定第791号への付属文書第1号と第2号に記載されている。類似の製品が EEU 内で生産されていない場合、禁止は適用されない。付属文書第1号と第2号に記載された調達の追加条件は、国防用の調達の場合も含め、このような製品の生産時に EEU 加盟国を原産とする原料や半製品が使用されたことである。製品・原料・半製品が EEU 内で生産されていない場合、禁止は適用されない。

製品・原料・半製品がロシア連邦内で生産されていないことの確認書は、ロシア連邦工業商務省が発行する。

2014年7月14日付 連邦政府決定第656号「外国産の特定形態の建設機械の公共調達への参入禁止の制定について」（以下「政府決定第656号」）

連邦政府決定656号により、ロシア国内市場の保護、国内産業の発展、およびロシアの製造業者の支援を目的として、連邦法第44-FZ号の適用を受ける発注者による、同決定の付属文書に記載された「外国産の建設機械の調達禁止」が制定された。

また、連邦政府決定656号により建設機械にこの禁止が適用されない場合の詳細なリストも規定され、さらに建設機械がロシア連邦内で生産された事実を確認するための具体的な書類名も記載されている。

2016年9月26日付 ロシア連邦政府決定第968号「外国産の特定種の無線電子機器の公共調達への参入制限・条件について」（以下「連邦政府決定968号」）

連邦政府決定968号では、いわゆる「仲間はずれ」の原則が実現されている。それは、政府決定第968号への付属書類に記載された無線電子機器で、発注者宛にロシア産品納入の応募が2件以上あり、それらが同一のメーカーによる同種の無線電子機器納入の応募ではない場合、公共調達を行う発注者が外国製品（この場合は連邦政府決定第968号への付属書類に記載された無線電子機器）納入の応募を却下するというものである。つまり、この場合は外国製品の公共調達への参入禁止ではなく、制限である。

2018年1月1日以降、「仲間はずれ」の原則はロシア製の無線電子機器の調達だけでなく、EEU加盟国産の製品にも適用される。現在これらの製品は連邦政府決定968号に関しては外国製品と同等の扱いを受けている。

外国製品の応募が却下されなかった場合、その先の調達参加のための応募審査にあたり、ロシア連邦経済発展省が承認した参入条件が適用される。

また、連邦政府決定第968号により製品がロシア連邦内で製造されたと認定される場合のリストと、ロシア製品というステータスを確認する書類の種類が制定された。

2015年11月30日付ロシア連邦政府決定第1289号「必須医薬品のリストに入っている外国産の医薬品の公共調達への参入制限・条件について」（以下「連邦政府決定1289号」）

連邦政府決定968号の場合と同様に、「仲間はずれ」の原則が実現されている。公共調達を行う発注者宛にEEU加盟国原産の医薬品納入の応募が2件以上あり、それらに同一のメーカー、または、ロシアの反独占法で定めるグループの兆候が見られるグループに属する複数のメーカーの医薬品の納入が含まれない場合、発注者が必須医薬品のリストに入っている医薬品（以下「医薬品」）で外国産のものを却下する。

外国産の医薬品の応募が却下されなかった場合、その先の調達参加のための応募審査にあたり、ロシア経済発展省が承認した参入条件が適用される。

医薬品がEEU加盟国を原産国とすることを確認する書類は、2009年11月20日付「製品の原産国認定規則に関するCIS協定」に従って発行された証明書ST-1である。

2. 特定形態の法人による調達

上記の公共調達における制限の他に、ロシアではいくつかの国が出資している会社による外国製品の調達に制限がある。このような会社による調達の基本的問題は、2011年7月18日付連邦法第223-FZ号「特定形態の法人による物品・役務・サービスの調達について」（以下「連邦法第223-FZ号」）で規制されている。この法律は、特に国有企業、国営会社、公益会社、自然独占事業体、電力供給・ガス供給・暖房供給・水道・排水・下水処理および固形廃棄物の処理・廃棄・無害化・埋め立てなどの規制がある事業を行っている会社、自治機関、およびロシア連邦・ロシア連邦構成体・地方自治体による出資が合計で50%を上回る会社、および上に列挙した会社の子会社に対して適用される。

連邦法第 223-FZ 号により、この法律の適用を受ける会社が調達を行う際、ロシア政府がロシア製品の外国製品に対する優先権を確立することが可能になった。しかし、ロシア政府がこの権限を実施すると、ロシアの WTO に対する義務に違反する結果を招く。なぜなら、前にも指摘した通り、GATT 3 条により外国製品には内国民待遇が与えられねばならないからである。さらに、連邦法第 223-FZ 号の適用を受ける組織は、調達にあたり外国製品への内国民待遇の付与が要求されない政府系の機関ではない。

最近まで、ロシア政府は権利の行使を控え、国産品に優先権を与える法規文書を採択しなかった。それでも、実際には連邦法第 223-FZ 号の適用を受ける会社は、調達時にしばしば国産品の優先権を実施した。この分野での国産品の優先権を確立する連邦政府決定がないにもかかわらず、会社はしばしば自己に向けて出された連邦政府指令に依拠し、自社の調達規程にロシアのメーカーから優先的に製品を購入するという条件を盛り込んだ（例えば、このような条件が株式会社ロシア鉄道の調達規定にもある）。

このようなロシア連邦政府指令の適用を、政府機関さえも一義的には受け止めなかった。特に、経済発展省はその書簡の中で繰り返し「連邦法第 223-FZ 号によりロシア製品を優先的に調達することは、WTO の基本規則に反すると解釈され、物品の発注者は調達書類にロシア製品の優先権を確立してはならない」と指摘した。さらに、連邦反独占局はこのような優先権の確立を、調達時の競争を制限し、調達参加者に不平等な条件を作り出し、反独占法違反であるとみなした。連邦法第 223-FZ 号による、調達時の国産品の優先権の確立をめぐる議論は、裁判の対象にまでなった。裁判所も、国産品の優先権を確立した調達書類の規定を、WTO 規則（GATT 第 3 条）と矛盾するものであると認めた。裁判所はまた、発注者によるロシア連邦政府指令の引用を「政府は前述の WTO に対する義務があるため、ロシア製品の優先権を確立する権限を行使することはできない」と指摘し、却下した。

一見したところ、政府指示のステータスが一義的ではないという状況が形成され、それが結局は、ロシア連邦政府が自己の権限を決定するという形で行使させるきっかけとなった。決定は指令とは異なり、一般的強制力を持つ法規文書であり、「ロシア製品の優先権を確立する」という条件を調達規程に合法的に入れることを可能にする。政府により 2016 年 9 月 16 日付連邦政府決定第 925 号「ロシア製品やロシア法人による役務・サービスの外国製品や外国法人による役務・サービスに対する優先権について」（以下「連邦政府決定第 925 号」）が採択され、2017 年 1 月 1 日に発行した。

連邦政府決定第 925 号は外国製品の調達を禁止してはいないが、国産品の調達の方がずっと有利な条件になるよう規定している。例えば、入札その他の方法による物品調達の際、調達の勝者が、評価基準と調達参加申請書の比較をもとに決まる場合、または最も低い契約価格を提示した者が勝者となる場合、評価と、ロシア製品の納入を提案する調達参加申請書の価格の評価基準による比較は、上記の申請書に記載された価格から 15% 値引きした価格で行われる。それにもかかわらず、契約書は調達参加申請書に参加者が記載した価格を契約価格として締結される。さらに、物品調達がオークションその他の方法で行われ、その勝者が調達通知書に記載された当初の契約価格を下げる形で決まる場合、もし勝者が提出した調達参加申請書に外国製品納入の提案が含まれていれば、このような勝者との契約は、勝者が提案した契約価格より 15% 値引きした価格で締結される。

連邦政府決定第 925 号は、唯一の納入業者からの直接調達には適用されないことを指摘しておく必要がある。このような調達では、競合する提案を審査することなく、特定の納入業者と契約が締結される。

連邦政府決定第 925 号が発効したのはごく最近であるため、これが適用された事例はまだない。決定自体に、「国産品の優先権は GATT の規定を考慮して確立される」と書かれている。しかし、政府機関ではない組織による調達の際の、国産品の優先権の考え方自体には論争があり、それは連邦政府決定第 925 号採択以前の法執行の実践が証明している。ここで、GATT 第 10 条（貿易規則の公表及び施行）により、GATT が規定する制限を WTO 加盟国が適用しなくてもよいような、いくつかの一般的な例外が制定されていることを指摘しておく必要がある。例えば、社会的モラルを保護したり、人間・動物・植物の生命や健康を守るために必要な措置を取ったりした場合、制限は適用されない。

同時にこの条では、このような措置が同等の条件を持っている国々の間で、任意または不当な差別の手段になるような、あるいは国際貿易での隠れた制限となるような方法では適用されないという、重要な但し書きがされている。連邦法第 223-FZ 号の適用を受ける発注者は、自社の調達規程中に国産品への優先権を確立しながら、まさに上記の例外に依拠することになるだろう。しかし、このような場合でさえ、国産品への優先権を適用することが疑問を招くことがありうる。なぜなら上記の措置を取ること（例えば、人命や健康の保護）は、発注者ではなく、国家自身の大権だからである。

連邦政府決定第 925 号では、製品をロシア産とするための基準をわざと設けていない。これに関しては、製品がロシアで生産されたと認定するための一般的なアプローチに準拠するのが適当である。

3. 外国企業の公共調達および特定形態の法人による調達への参加

連邦法第 44-FZ 号でも、または連邦法第 223-FZ 号でも、外国企業が調達に参加することは禁止されていない。一般的な規則ではこのような会社は調達に参加できるが、外国企業を参加者の数から排除するような特定形態の調達では、何らかの制限がありうる。

公共調達の分野では、会社がオフショアに登録されてはならないという特別な条件が外国企業に対して適用される。

公共調達システムそのものは競争確保の原則に立脚し、調達参加者間の競争確保のための平等な条件の創設が宣言されている。この原則は、例えば物品納入業者の選定にあたり、基本的に、入札・オークション・見積照会・提案照会などの競争的な方法を採用しなくてはならないということに表れている。

入札とは、最もよい契約遂行条件を提案した調達参加者が勝者とされるような納入業者の選定方法である。納入業者選定の競争的方法は、基本的に公開入札で、このような入札の調達に関する情報は発注者により不特定多数に対して発表される。そして、調達分野の単一情報システムへ入札実施に関する通知・入札用書類が掲示（公示）され、調達の参加者には単一の要件が提示される。その他の競争方法、および唯一の納入業者からの調達は、「残り物の原則」により適用される（さほど重視されない）。

オークションとは、最も低い契約価格を提案した調達参加者が勝者とされる納入業者の選定方法である。見積照会の際、調達対象となる製品に関する情報は不特定多数に、単一情報システムに見積照会実施に関する通知を掲示（公示）することにより通知され、最も低い契約価格を提案した調達参加者が勝者とされる。提案照会の場合、「調達の対象となる製品に関する情報」と「提案照会実施に関する書類」が、単一情報システムに提案照会実施に関する通知を掲示（公示）することにより、不特定多数に通知される。発注者が設定した製品の要件に、最も適合した提案をした調達参加者が勝者とされる。

いくつかの場合、公共調達参加者は、外国法人も含め、一定の技術要件に適合していません。なくてはならないことを指摘しておく必要がある。例えば、電子形式のオークション（電子オークション）に参加するためには、潜在的納入業者が事前にポータルのプロバイダーによる認定を受けねばならず、ポータルそのものは単一情報システムと相互作用しなければならない（例えば、認定済みの参加者のデータがポータルから単一情報システムに伝達され、単一情報システムからポータルへは調達に関する通知や調達用書類が伝達される）。

また、公共調達の競争的方法を検討しながら、いくつかのケースでは外国企業の参加が規定されていないことを承知しておく必要がある。納入業者決定の閉鎖的方法がそれである（さまざまな閉鎖的入札や閉鎖的オークション）。国の物品調達の分野では、調達に関する情報が国家機密である場合、製品に関するこのような調達書類や発注者が作成した契約書雛形に含まれていれば、国の物品調達で閉鎖的方法が採用される。

公共調達の非競争的方法、つまり唯一の納入業者からの調達に関しては、比較的最近、外国投資家が間接的にこのような納入業者のステータスを獲得する可能性が出てきた。投資家は、ロシア連邦と（またはロシア連邦と（もしくは）ロシア連邦構成体・市町村）、ロシア国内での製品の生産が設立・近代化・習得されるような特別投資契約を締結する必要がある。外国企業は投資家となることができるが、この場合、特別投資契約の中でロシアでの生産プロセスを直接実施する別の法人も関与させることが要求される。唯一の納入業者のステータスは、製品を生産するロシア法人のみが付与される。そのため、外国投資家は当初からロシア連邦での生産を実施する子会社を、ロシア連邦に設立することを検討する必要がある。なお、この会社が投資家となることもできる。

このような特別投資契約での最低投資額は、30 億ルーブルである。このような契約で生産される製品は、ロシア連邦で製造されたと認定される（認定手続きは本稿の次章を参照）。このような特別投資契約により生産された製品の納入は、唯一の納入業者と国の発注者の間の契約に基づき、規制価格で行われることも考慮する必要がある。

また外国企業は、連邦法第 223-FZ 号に従い、特定形態の法人による物品の調達に参加することができる。公共調達の場合と同様に、上述の法律の枠内で平等・公正の原則に基づき、調達参加者に対する差別・不当な制限がないことを条件に調達が実施される。

連邦法第 223-FZ 号の適用を受ける発注者は、調達方法の選定を含む自己の調達活動を規制する調達規程を持たねばならない。また、連邦法第 223-FZ 号での基本的な調達方法は、入札とオークションである。調達規程によりその他の調達方法も規定される。公共調達と同様に、競争的方法に基づかねばならない（例えば、見積・提案照会）。もっとも、既に指摘したように、連邦法第 223-FZ 号では唯一の納入業者からの調達の可能性も認めている。

入札の勝者とされるのは、最も良い契約遂行条件を提案した者で、オークションの勝者とされるのは、最も低い契約価格を提案した者である。あるいは、契約中に価格が 0 まで下がりオークションが契約締結権を巡って行われる場合は、最も高い契約価格を提案した者である。

調達規程は単一情報システムに必ず掲載される。この文書とともに、最短 1 年間の調達計画が掲載される。同じシステム内に、調達に関する通知・調達関連書類・納入業者との契約書雛形も掲載される。調達関連書類には、さまざまな事項がある中に、調達参加者に対する要件も記載される。

調達に関する情報が単一情報システムに掲載されない場合がある。例えば、物品調達や契約締結に関する情報が国家機密にあたる場合は、単一情報システムに掲載されない。

同様に、ロシア連邦政府により製品情報が国家機密ではないが、単一情報システムへの掲載にそぐわない製品のリストがいくつか制定されている。

4. 調達参加に関するアドバイス

連邦法第 44-FZ 号と連邦法第 223-FZ 号の枠内で実施される調達の主要な情報源が、単一情報システムであることを考えると、外国企業にはこのシステムをモニタリングすることが推奨される。システムには誰でもアクセスでき、無料である。単一情報システムの公式サイトドメイン名は www.zakupki.gov.ru である。同サイトの情報はロシア語なので、サイトの調査はロシアの子会社・駐在員事務所・支部の従業員等に任せた方がよいと思われる。

外国投資家が調達への参加に関心を持っている場合、この分野の経験がある専門家を起用する必要がある（例えば、専門家をロシアの子会社の従業員として雇用する）。なぜなら、調達参加のための入札用書類やその他の書類の作成は、実際のところ、例えば、具体的な調達の実施規則の理解や、発注者が審査する書類の正確な作成方法といった部分で、かなりの困難を伴うことがある。

また、外国製品の調達参入に対する新しい制限の導入について、法律をモニタリングする必要がある。これは公共調達において特に意義があるものといえる。

さらに、発注者が調達の際、しばしば法律に違反することがあることを忘れてはならない。そのため、発注者の行為により権利を侵害されたと考える者は、反独占局などに不服を申し立てたり、裁判で自己の権利を守ったりすることができる。

5. ロシア製品の認定

製品のステータス認定にかかわる問題の基本的な規程は、2014 年 12 月 31 日付連邦法第 488-FZ 号「ロシア連邦の産業政策について」（以下「産業政策法」）で策定されている。

この文書では、ロシア連邦の産業政策の内容を決定する、2 つの相互に関係する考え方が示されている。それは、「ロシア連邦で生産された工業製品」と「ロシア連邦では類似の製品が生産されていない製品」である。本法律の規定は公共調達にも、連邦法第 223-FZ 号に従って実施される調達にも適用される。なぜなら、産業政策法による国内工業の促進策の一つとして、上記の調達時の、ロシア連邦内で生産された工業製品の優先権が挙げられているからである。

工業製品そのものは、法律で産業分野の活動を実施した結果、生産された製品と定義されている。

産業政策法では「ロシア連邦で生産された工業製品」という概念は説明されていない。しかし、「ロシアで類似の製品が生産されていない工業製品」の定義はされている。それは、産業政策法 6 条 1 部 2 項で規定する基準に適合した工業製品で、ロシア連邦で生産され、類似の技術的・使用上の特性を持ち、同じ機能を果たし、商業的に相互置換が可能な製品で置き換えることができないものである。この基準は、2015 年 7 月 17 日付

ロシア連邦政府決定第 719 号（以下「連邦政府決定第 719 号」）² で制定された。基準の一つは、まさにロシア連邦内で工業製品が生産されていないことの確認を規定している。一方、何らかの工業製品がロシア連邦内で生産されていることは、以下の条件があれば確認される。

- 連邦政府決定第 719 号への付属書類に含まれるロシア製品と認定するために提示された工業製品への要件に、当該製品の生産が適合している場合
- 2009 年 11 月 20 日付「CIS における原産国決定規則に関する条約」の基準に当該製品の生産が適合している場合（連邦政府決定第 719 号への付属書類に当該製品が含まれていない場合）
- 特別投資契約に従って工業製品の生産が行われた場合

このように、現在工業製品をロシア製と認定する可能性が 3 つ規定されている。この中で優先権があるとみなされるのは、連邦政府決定第 719 号への付属書類で工業製品に対し定められた要件である。工業製品がこの付属書類に言及されていない場合のみ、2009 年 11 月 20 日付「CIS における原産国決定規則に関する条約」（以下「2009 年 11 月 20 日付 CIS 条約」）が適用される。

特別投資契約は、これに従って生産された製品をロシア製と認定するための、独立した条件である。このような契約による生産は、ロシア連邦での生産現地化の条件を段階的に遂行することを可能にする。このやり方は、連邦政府決定第 719 号への付属文書、または 2009 年 11 月 20 日付 CIS 条約で規定された製品への全要件を満たすことが、直ちには不可能である場合に有効である。

上述したことを考慮し、今後さらに詳細に工業製品への要件が検討される。

既に指摘した通り、連邦政府決定第 719 号には、製品がロシアで生産されたという事実の確認に関して、2009 年 11 月 20 日付 CIS 条約より優位性がある。

連邦政府決定第 719 号や 2009 年 11 月 20 日付 CIS 条約で、いくつかの製品の帰属を線引きするのに一定の困難があるのは、これら文書には製品の等級付けへの異なるアプローチが採用されているからである。

連邦政府決定第 719 号への付属書類では、製品に関する記述と経済活動による全ロシア製品分類 OKPD 2 (OK 034-2014(KPES 2008)) のコードが付されている。一方、2009 年 11 月 20 日付 CIS 条約では、製品に関する記述と CIS HS コードが付されている。

連邦政府決定第 719 号への付属書類により、製品をロシア連邦で生産されたと認定するために以下の条件が規定されている。

- ユーラシア経済連合加盟国の税務上の居住者である法人が、相応の製品を製造・近代化・発展するために十分な分量の設計・技術文書に対する権利を一定期間（通常 5 年以上）有すること

² 連邦政府決定の正式名称は「工業製品をロシア連邦で類似した製品が生産されていない工業製品と認定する基準について」。

- ユーラシア経済連合内の一国に修理・アフターセールスサービス・保証サービスを行う権限のあるサービスセンターがあること
- 生産された製品内の外国部品の割合を遵守していること
- 一定の技術オペレーションの実施（ロシアでまたは EEU 域内で）

具体的な製品種に関しては、詳細な現地化基準とその組み合わせに関する情報が連邦政府決定第 719 号の付属書類に含まれている。

2009 年 11 月 20 日付 CIS 条約は、第一に「CIS 諸国の国境を越えて移動する際の製品の原産国認定」のために適用される。そのため、この条約では異なる用語が使用されている。特に、連邦政府決定第 719 号や産業政策法と異なり、製品の原産国のステータスを示すために、「生産された（～製）」という用語ではなく「原産（～産）」という用語が使用されている。

しかし、連邦政府決定第 719 号により、ロシア連邦での製品の生産を設立する目的で 2009 年 11 月 20 日付 CIS 条約が補助的に適用されることが規定されており、ロシア産であると認定する条約の要件を満たしている製品は、同時にロシア連邦で生産されたとみなされるべきであるともいえる。

2009 年 11 月 20 日付 CIS 条約によると、製品の原産国とは、製品が完全に生産された国、または条約の規則に従い製品が十分な加工・処理を受けた国をいう。

十分な加工の基準は以下の通りである。

- 外国原料をロシア連邦内で加工する過程で、その HS コードの上 4 桁のいずれかに変化が生じる場合（2009 年 11 月 20 日付 CIS 条約への付属文書第 1 号で定める製品に対する特別要件がない場合に適用可能な一般的規則）
- 生産の過程で一定の技術オペレーションが実施される（特定種の製品に適用される特別規則）
- 従価税率の規則が遵守される（特定種の製品に適用される特別規則）
 - ✓ 外国原料の価格が EX-works の条件で生産された製品の価格の一定の % 数値を超えてはならない
 - ✓ 生産された製品と同じ製品ポジションに属する外国原料の価格が、EX-works の条件で生産された製品の最終価格の一定の % 数値を超えてはならない
- 生産プロセスが、単純な組み立てオペレーション³ や十分な加工の基準を満たさないその他のオペレーションに終わらないこと（例外の規定がない一般的規則）

最後に、工業製品が特別投資契約により生産された場合、それはロシア連邦内で生産されたと認定される。特別投資契約の枠内で、投資家は契約で定める期間に自力で、または第三者を起用して、ロシア連邦・その大陸棚・排他的経済水域で、工業製品生産の

³ 単純組み立てオペレーションとは、組み立てオペレーションの遂行に特別な教育を受けた人材や、特別な機器や設備を必要としないオペレーションのこと。

設立・近代化・習得を行うことを義務付けられる。一方で、ロシア連邦や連邦構成体は、同じ期間内で、特別投資契約締結時に規定された工業分野での活動の促進策を実施する義務を負う。

特別投資契約の当事者には税制上の特典が与えられる。会社の法人利益税の課税ベース決定の際に考慮される全収入の 90%以上を、特別投資契約により生産された製品の販売からの収入が占める場合、法人利益税の税率が引き下げられる（特別投資契約有効期間中の一定期間、法人利益税が 0 になることも含めて）。特別投資契約の当事者の状況を変化・悪化させるような税法の規定は、次のうちいずれかの日付が先に到来するまで適用されない：特別投資契約の有効期間終了日、または特別投資契約締結日に設定された、税率・税制上の優遇・税金計算方法・税金支払い方法・期限の有効期間終了日。

対象ごとの特別投資契約の種類は以下の通り。

- 工業製品生産の習得を目的とした、工業生産の設立・近代化の投資プロジェクトの実施
- 工業生産における最良の手頃な技術の導入にかかわる投資プロジェクトの実施
- ロシア連邦で類似の製品が生産されていない製品の生産習得を目的とする投資プロジェクトの実施

しかし、特別投資契約の最も重要な特性は、それがロシア連邦との間で工業製品の生産の設立・近代化・習得を目的として締結されたこと、さらに、投資家や投資家が起用した者が段階的に（ただし、工業製品生産に不可欠な機器を稼働し始めた日から 3 年以内に）、すべての技術・生産オペレーションを工業生産において実施する義務を含んでいる場合、特別投資契約は工業製品がロシア連邦で生産されたと認定される基礎となることである（すべての技術・生産オペレーションとは、相応の種類工業製品を生産するために想定された、または連邦政府決定第 719 号への付属文書や 2009 年 11 月 20 日付 CIS 条約への付属文書第 1 号で規定されたものを指す）

しかしながら、逆説的な形で、特別投資契約で生産されはしたが 2009 年 11 月 20 日付 CIS 条約への付属文書第 1 号に記載がない製品は、ロシア製であると認定されない。付属文書第 1 号には、まさにいくつかの製品種に対する十分な加工の基準の適用に対する特別要件が文書化されている。つまり、特別投資契約で生産された製品に対する十分な加工の基準の一般的適用規則（処理の過程で HS コードの上 4 桁に変更が生じる）が有効であれば、このような製品はロシア連邦で生産されたと認定されない。この関係で、ロシア連邦工業商務省と特別投資契約締結に関する交渉をしつつ、同契約により生産される製品を連邦政府決定第 719 号への付属書類に含めることを予め合意しておく必要がある（製品がこの付属書類または 2009 年 11 月 20 日付 CIS 条約への付属文書第 1 号に記載されていない場合）。

特別投資契約を締結する最小投資金額は、7 億 5,000 万ルーブルである。この際、特別投資契約で生産された製品は自動的にロシア製とは認定されず、そのためには以下で見ていく相応の生産確認手続きを通過する必要がある。

このようにして、特別投資契約の考え方を以下の通り簡潔に性格付けることができる：ロシア連邦での工業生産の発展に向けた投資と引き換えに、投資家は自らが生産する製品を、（たとえそれらが特別投資契約実施の初期段階にはロシア製というステータスを獲得するためのすべての規制基準に適合していなくとも）、ロシア連邦で生産されたと認定される可能性を獲得する。

ロシア連邦での工業製品生産の確認手順は、2015年11月12日付ロシア連邦工業商務省令第3568号（以下「工業商務省令第3568号」）で承認されている。

工業製品がロシア連邦で生産されたという認定は、ロシア連邦工業商務省から然るべき確認書が発行されることで行われ、その後製品に関する情報がロシア連邦で生産された工業製品の一覧表に記入される。

ロシア連邦内で工業製品が生産されたという確認を得るには、直接省に申請書を提出する必要がある。なお、申請者はロシア法人でも、外国法人でも、個人企業家でもよい。

工業商務省令第3568号で正規の申請書の書式は制定されていないが、申請書に記載せねばならない項目は列挙されている。特に、申請書に記載する必要があるのは、工業製品の名称、経済活動による全ロシア製品分類コード OK 034-2014(KPES 2008)と HS コードである。

これとは別に、工業商務省に申請する際、申請者は工業製品の機能的用途にかかわるパラメーター・機能のリスト・適用分野・品質的特性などを記載しなくてはならない。これらの情報は、後に大きな意味を持つ可能性がある。なぜなら、上記のパラメーターによりロシアで生産された製品と、ロシアで類似の製品が生産されていない製品のステータスを取得しようとしている製品の間での比較が行われるからである。

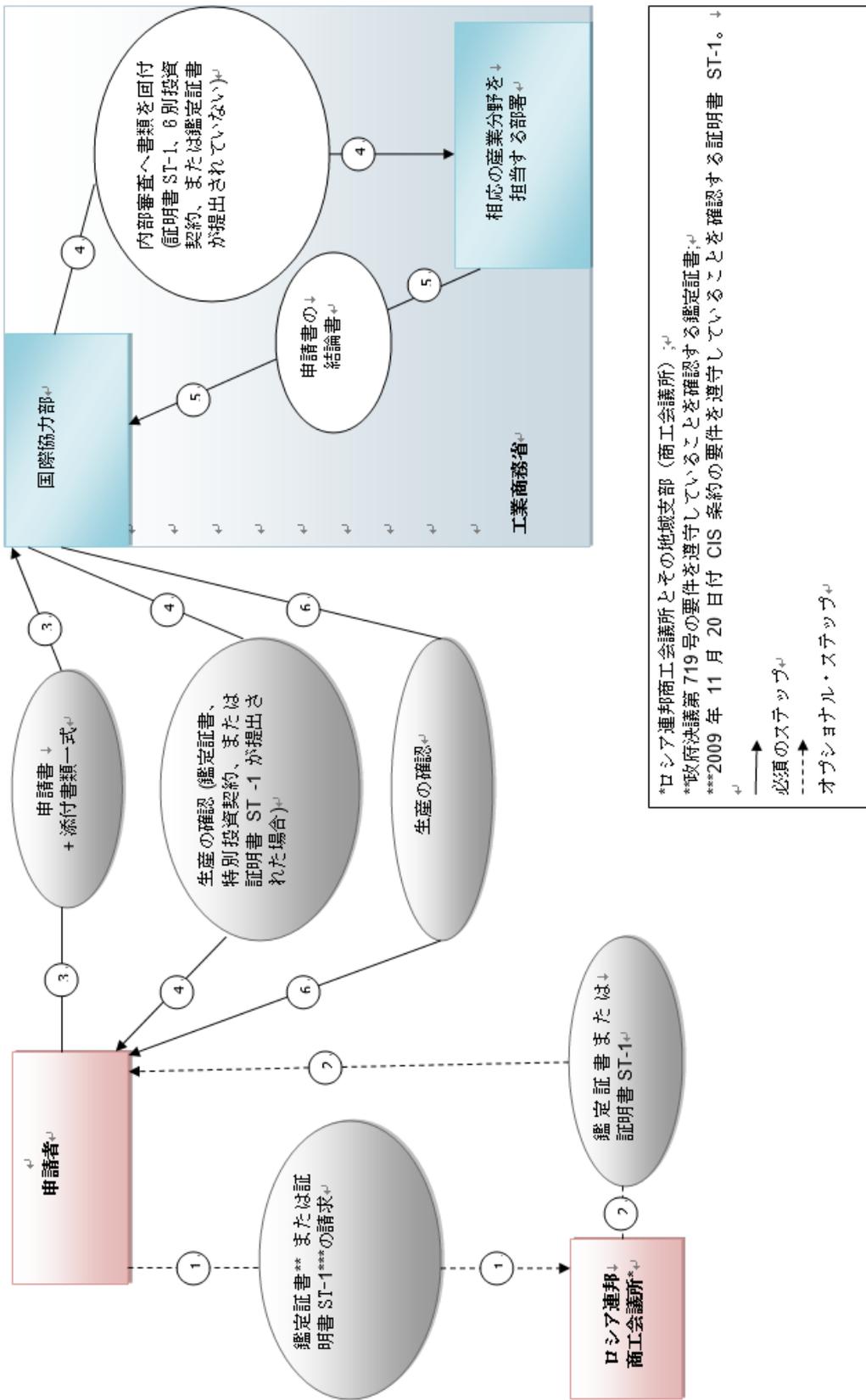
同様に、申請書には連邦政府決定第719号で規定された、ロシアで生産された製品と認定されるための要件を遵守していること、または2009年11月20日付 CIS 条約の要件の適用を受ける製品に対する、十分な加工の基準を遵守していることに関する情報を記載する。

工業商務省への申請前に、申請書に記載された工業製品が連邦政府決定第719号への付属文書の要件に適合しているという鑑定証書、または2009年11月20日付 CIS 条約への付属文書第1号の要件が適用される場合は、証明書 ST-1 を取得しておく必要がある。これらの書類は、両方ともロシア連邦商工会議所およびその地域支部から発行される。

商工会議所の鑑定証書や証明書 ST-1 は、工業製品がロシア製であるという確認書を取得するために必須ではないことを覚えておく必要がある。しかし、これらがあるとロシア連邦工業商務省からほぼ間違いなく確認書が発行され、申請書とともに省に提出した書類の審査期間もかなり短縮される。

以下は、製品がロシア連邦で生産されたという確認書の取得手続きを図示したものである。

公共調達への参加には、外国製品の参入禁止・制限を導入する前述の連邦政府決定の要件に準拠する必要がある。なぜなら、これらの決定により産品をロシア製（ロシア産）と認定し調達への参入を可能とするような追加の基準や他の基準が設定されることがあるからである。



6. 結論

ロシアで実施された輸入代替政策は、やはり毎年ロシアの国家予算の約 1/3 が費やされる公共調達分野に影響を与えた。

現在ロシアでは、外国製品の公共調達への参入に対するいくつかの制限が有効であり、国が出資している企業の調達市場からも外国製品が締め出される傾向にある。それでも、外国企業自体はほとんどの場合調達への参入が禁止されていない。

それと同時に、ここ数年外国投資家をロシア連邦での工業生産の発展に誘致しようとする政策が実施されている。特に、2015年7月17日付連邦政府決定第719号により、いくつかのグループの工業製品には、ロシア連邦での生産プロセスを現地化する部分でより柔軟な基準が導入された。この基準は、産品がロシア製であるという認定に適用されており、その中には公共調達を目的とした場合も含まれる。外国投資家は特別投資契約を締結することで、ロシアにおける製造の段階的な現地化体制を利用することもできる。

以上